



## あなたの大切な ペット達を守るために…

家庭で飼っている犬、猫等の動物が迷子にならないようにしましょう。

万が一飼っている動物がいなくなった場合に備え、家庭で飼っている犬、猫等の動物には、飼い主の氏名、連絡先を記した名札などをつけましょう。

## 知っていますか？

### 〈罰則〉

- ・愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。
- ・愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者は、50万円以下の罰金に処される。
- ・愛護動物を遺棄した場合、50万円以下の罰金に処せられる。

